

「企業理念」をもとに法令遵守を徹底し、グローバルな体制の構築と強化に取り組んでいます

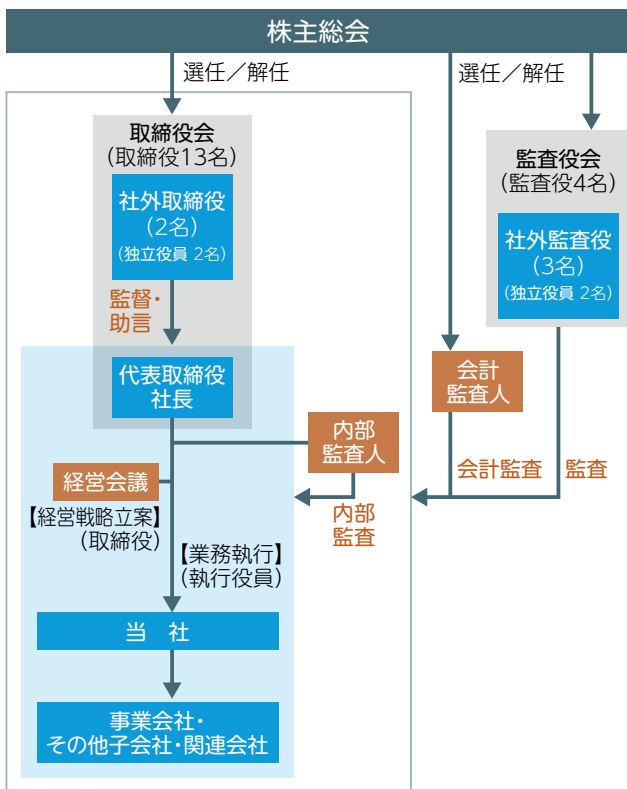
コーポレート・ガバナンス

サンディンググループは「企業理念」をもとに法令等の遵守を徹底し、経営品質向上の観点からコーポレート・ガバナンス強化に努めています。

当社グループは取締役会、監査役・監査役会、会計監査人によるガバナンス体制で、取締役会は取締役13名（うち社外取締役2名）、監査役会は監査役4名（うち社外監査役3名）の構成です。また経営監視機能の強化などを目的に、独立性の高い社外取締役・監査役を招聘（しょうへい）しています。現在、東京証券取引所の定めに基づき、社外役員4名を独立役員に指定しています。

取締役の任期は1年として、経営の透明性を高めました。環境の変化にも対応できる体制で執行役員制度を導入し、業務執行機能の強化と経営の効率化を図っています。コンプライアンスやリスク管理などの重要な問題は経営会議・取締役会で適時に審議します。また、社内外に通報・相談窓口を設置するなど、倫理法令遵守体制とリスク管理体制の整備・強化に努めています。

■グローバル・コーポレート・ガバナンス体制の構築



コンプライアンス

サンディンググループは、グループ全体による法令等の遵守を経営の最重要課題として位置付けています。全役員・社員がコンプライアンス実践に向けて様々な取り組みを進めています。

●グローバル・コンプライアンスの構築

2015年4月に持株会社体制移行後、コンプライアンス体制の再構築に取り組んできました。上期は、輸出管理や海外赴任前研修を中心に研修・教育を実施しました。海外赴任前研修では、海外勤務に必要な各国の法令を中心に研修を実施しています。独占禁止法に係る教育として海外事業、国内営業、管理部に所属する社員を対象にeラーニングを行いました。2016年2月の経営会議では、コンプライアンス体制の取り組み状況を報告しました。また、グローバル法務コンプライアンス体制の強化として、2016年度は欧州に法務スタッフを派遣し、さらなる体制の強化を進めています。

●コンプライアンス教育への取り組み

コンプライアンス体制強化のため、コンプライアンス担当者会議とハラスメント防止委員会を各3回開催（10月、2月、3月）し、研修や取り組みの報告、事例学習を行いました。また反社会的勢力に対する対応として、グループ各社から不当要求防止責任者を任命し、不当要求防止責任者講習会を実施しました。

●社内規程の見直し

2015年度は、持株会社体制移行に伴うグループ全体の規程体系の再検討と、持株会社体制の目的に対する達成状況を検証し、必要に応じて見直しを行いました。現在は、規程を機能させる遵守体制を図っています。

●通報・相談窓口の設置

コンプライアンス違反防止と早期発見のため、国内の全社員から内部通報を受け付けるホットライン（社内・社外各2窓口）を設けています。利用方法を記載したカードを配布したり、ポスターを掲示したりするなど、周知活動も継続しています。